

公 告 第 7 7 6 号

任意継続被保険者の標準報酬について

健康保険法第47条第2項に規定する、令和4年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬を次のとおり定め、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬について令和5年4月1日から適用する。

令和5年2月15日

日本触媒健康保険組合
理事長 田 畑 敦 士



標準報酬月額	470,000円
標準報酬日額	15,980円